

事 務 連 絡

令和5年3月30日

厚生労働省労働基準局監督課 御中

国土交通省港湾局技術企画課

「非自航船における居住設備ガイドライン」の策定について

貴省におかれましては、日頃より港湾行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、一般社団法人日本埋立浚渫協会、日本港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会、一般社団法人日本潜水協会より、自主的な取組として「非自航船における居住設備ガイドライン」を策定した旨の通知がありました。

本ガイドラインは、労働基準法に基づく建設業寄宿舍規程等の法令及び非自航式作業船特有の事情等を踏まえつつ、非自航式作業船の居住設備を設置するにあたって留意すべき事項を定め、作業船乗組員の良好な作業環境を確保することを目的として策定されたものであり、当省と致しましても港湾工事に係る「担い手の育成・確保」や「働き方改革」の実現に大いに寄与するものと期待しております。

本ガイドラインの内容には貴省所管の法令の記載もございますので、ご参考までに別添にて本ガイドラインを送付させていただきます。今後とも港湾工事に係る適正な就労環境の確保等につきまして、引き続きご指導頂きますよう宜しくお願い申し上げます。